### 令和5年度第1回埼玉県児童福祉審議会

日時:令和5年6月16日(金)

10時~

場所:埼玉教育会館201会議室

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 委員長の選出
- 4 副委員長の選出
- 5 審議事項
  - (1) 児童養護部会及び認可部会所属委員の決定
  - (2) 埼玉県子育て応援行動計画の中間年の見直しについて
  - (3) 次期埼玉県子育て応援行動計画の策定について
  - (4) 児童養護部会の審議経過について
  - (5) 認可部会の審議経過について
- 6 報告事項
  - (1) 子供の意見聴取等の仕組みの整備について
- 7 閉会

#### [配布資料]

- 資料1-1 埼玉県児童福祉審議会について
- 資料1-2 埼玉県児童福祉審議会規則
- 資料1-3 埼玉県児童福祉審議会委員名簿
- 資料2-1 埼玉県子育て応援行動計画について
- 資料2-2 埼玉県子育て応援行動計画の中間年の見直しについて
- 資料3 次期埼玉県子育て応援行動計画の策定について
- 資料4 児童養護部会 審議結果報告
- 資料 5 認可部会 審議結果報告
- 資料6 「子供の意見聴取等の仕組みの整備」について

### 埼玉県児童福祉審議会について

#### 1. 設置根拠

- 児童福祉法第8条第1項(都道府県児童福祉審議会)
- ・子ども・子育て支援法第77条第4項
- ・執行機関の附属機関に関する条例第2条第3項

#### 2. 審議会の役割

- (1) 児童、妊産婦及び知的障害児の福祉に関する事項の調査審議
- (2) 児童及び知的障害児の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊具等を推薦し、 それらを製作し、興行し、販売する者に対する必要な勧告
- (3) 要保護児童に係る措置又は報告に対する意見
- (4) 国、県、市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可に対する意見
- (5) 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、著しく有害であると認められたときの意見
- (6)無認可施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見
- (7) 里親の認定に関する事項
- (8) 子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項

#### 3. 委員の任期

2年間(令和5年5月27日から令和7年5月26日まで)

#### 4. 部会の設置

(1) 児童養護部会

#### 〔審議事項〕

- 児童相談所の措置に関する事項
- ・被措置児童等虐待への県の措置に関する報告
- ・里親の認定に関する事項

#### (2) 認可部会

#### 〔審議事項〕

・保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項

埼玉県児童福祉審議会規則

平成十七年四月一日 規則第九十六号

改正 平成一九年 六月 一日規則第六三号 平成二四年 三月三〇日規則第二九号 平成二六年一〇月二四日規則第七六号 平成三○年 三月三○日規則第二七号 令和三年 三月三○日規則第一○号

平成二一年 三月三一日規則第五二号 平成二五年一一月 八日規則第六三号 平成二九年 三月二八日規則第二〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七 号) 第六条の規定に基づき、埼玉県児童福祉審議会(以下「審議会」という。) につい て必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十六人以内をもって組織する。

(委員)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員の任期は、特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第五条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議 を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認め られたときは、その議決に加わることができない。

(部会)

第七条 審議会に、次の表の下欄に掲げる事項を調査審議するため、同表の上欄に掲げる 部会を置く。

部会の名称	調査審議事項
一 児童養護部会	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において
九重民吸仰五	「法」という。)第六条の四に規定する里親の認定に関する事項
	2 法第二十七条第六項に規定する措置に関する事項
	法第三十三条の十五第三項に規定する報告に関する事項
二 認可部会	1 児童福祉法第三十五条第六項に規定する保育所の設置の認可に関す
그 마마 기 미 그	る事項
	2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す
	る法律(平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」とい
	う。)第十七条第三項に規定する幼保連携型認定こども園の設置等の認
	可に関する事項
	3 法第二十一条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停
	止又は施設の閉鎖の命令に関する事項
	4 法第二十二条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取
	消しに関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、第一項の表の下欄に掲げる事項その他あらかじめ部会に付託した事項について、部会の議決をもって審議会の会議の議決とする。
- 7 部会長は、前項に規定する事項について、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨 時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。 (議事録)

- 第十条 議長は、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名 しなければならない。

(準用)

第十一条 第六条及び第八条から前条までの規定は、部会の会議について準用する。この 場合において、第六条第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものと する。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、福祉部少子政策課において総括し、及び処理する。ただし、 児童養護部会の庶務は福祉部こども安全課において、認可部会の庶務は福祉部少子政策 課において、それぞれ処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年六月一日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第五十二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十一月八日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年十月二十四日規則第七十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日規則第二十号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

附 則(令和三年三月三十日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 埼玉県児童福祉審議会委員名簿 (令和5年5月27日~令和7年5月26日)

氏 名	所属等
川澄 馨子	埼玉弁護士会
神山 幸恵	埼玉県保育協議会
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長
清水 将之	公募
菅原 文仁	埼玉県市長会 戸田市長
鈴木 勝	埼玉県町村会 松伏町長
田口伸	公益社団法人埼玉県社会福祉士会事務局長
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部
寺薗 さおり	埼玉大学准教授
長根 亜紀子	医療法人社団俊睿会 いずみクリニック 院長
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
保角 美代	埼玉県里親会 理事長
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長
若山 清和	全埼玉私立幼稚園連合会 副会長
渡辺 大	埼玉県議会議員

## 埼玉県子育で応援行動計画について

#### 計画の概要

子供や子育て家庭を取り巻く課題、ニーズを踏まえ、さらなる少子化対策や子育て支援策を推進するために策定。 現行の計画第4期目の計画となり、計画期間は令和2年度~令和6年度。(5年間)

#### 計画の位置付け

根拠	法律・通知上の計画の名称	位置付け
次世代育成支援対策推進法	都道府県行動計画	策定任意
子ども・子育て支援法	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	策定義務
母子及び父子並びに寡婦福祉法	都道府県自立促進計画	策定任意
子どもの貧困対策推進法	都道府県子どもの貧困対策計画	努力義務
厚労省通知	都道府県母子保健計画	技術的指導
厚労省通知	都道府県社会的養育推進計画	技術的指導

#### 基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、 「子育ち」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて 子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

#### 施策の方向性

- ① 子供を安心して生み育てられる環境を整備する
- ② 地域全体で子供と子育て家庭を応援する
- ③ すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

#### 計画の構成

- 1 結婚・出産の希望実現
- 2 親と子の健康・医療の充実
- 3「子育て」と「子育ち」の支援

- 4 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進
- 5 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援
- 6 児童虐待防止・社会的養育の充実

## 計18の指標を設定(再掲を除く)

指標の項目	策定時 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
合計特殊出生率	1.34	1. 59
SAITAMA出会いサポートセンター会員市町村数	26市町村	63市町村
不妊検査助成件数	-	2, 530件
乳幼児健康診査の未受診率 上段:1歳6か月児 下段:3歳児	4. 2% 6. 0%	3. 0% 5. 0%
麻しん・風しん第2期定期接種率	94. 4%	95%
保育所等受入枠	130, 135人	153, 132人
延長保育事業	65, 161人	75, 750人
一時預かり事業	594, 053人日	691,777人日
病児保育事業	48, 391人日	63, 529人日
放課後児童クラブ受入枠	69, 081人	82,631人
多様な働き方実践企業の認定数	2,805社 (延べ)	4, 250社(延べ)
生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	47. 8%	60.0%
児童養護施設退所児童の大学等進学率	25. 7%	35%
子供の居場所数	323か所	800か所
ひとり親世帯向け住宅の供給戸数	0戸	700戸 (R4年度末)
里親等委託率	22. 1%	32%
自主防犯活動が実施されている地域の割合	88.9%	90%
声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数	56市町村	57市町村

#### 埼玉県子育て応援行動計画の中間年の見直しについて

#### 1 背景

令和4年3月18日付事務連絡で内閣府から「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」が示された。

#### 【概要】

- (1) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し(市町村)
- (2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容と等の見直し(市町村)
- (3) 都道府県計画の見直し

市町村の対応状況等を踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進める

上記事務連絡を踏まえ、令和4年10月に市町村に計画見直し状況について照会をおこなったところ、令和5年3月までに見直し予定の市町村が19、検討中の市町村が18あったため、改めて令和5年4月に、計画の見直し状況について市町村に照会を行った。

#### 2 各市町村の見直し状況(令和5年4月調査)

(市町村数)

見直し済	20
令和5年度に見直し予定	3
見直し予定なし	40

#### 【参考】計画の見直しを行わない理由

(市町村数)

教育・保育の量の見込みと実績値の乖離が 10%未満	13
新型コロナウィルス感染症等の影響により、見直しが必要かどうか判断がで きなかった	17
子ども・子育て会議で独自に見直し方法を検討し、見直し不要と判断された	3
その他	10

複数回答あり

## 3 市町村の見直し結果(令和5年4月調査)

#### ○ 教育・保育の量の見込み及び提供体制

		12	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3 号	
量の	当初	86, 546	85, 767	66, 295	85, 027	85, 736	66, 698	84, 335	85, 949	66, 956	
見込	変更後	86, 200	85, 056	66, 307	84, 379	84, 383	64, 946	83, 212	85, 551	65, 156	
み	変更後/ 当初	99. 60%	99. 17%	100.02%	99. 24%	98. 42%	97. 37%	98. 67%	99. 54%	97. 31%	
	当初	117, 479	92, 158	66, 960	116, 850	93, 120	67, 856	116, 345	94, 008	68, 661	
提供	変更後	116, 706	93, 468	66, 156	116, 247	96, 939	65, 283	115, 770	97, 359	67, 124	
体制	変更後/ 当初	99.3%	101.4%	98.8%	99.5%	104. 1%	96. 2%	99.5%	103.6%	97.8%	

#### ○ 地域子ども子育て支援事業

事業等名称		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		当初	77, 210	77, 973	78, 154
	量の見込(人)	変更後	77, 764	77, 608	78, 039
放課後児童クラブ		変更後/当初	100. 7%	99. 5%	99. 9%
		当初	80, 925	81, 980	82, 631
	提供体制(人)	変更後	81, 480	81, 669	82, 651
		変更後/当初	100. 7%	99. 6%	100.0%
		当初	594	599	606
地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	変更後	596	602	609
		変更後/当初	100.3%	100. 5%	100. 5%
	提供体制(人)	当初	74, 090	74, 746	75, 750
延長保育事業		変更後	74, 284	72, 593	74, 017
		変更後/当初	100.3%	97. 1%	97. 7%
		当初	686, 183	691, 777	691, 777
一時預かり事業	提供体制 (人日)	変更後	716, 131	724, 757	724, 882
		変更後/当初	104. 4%	104.8%	104.8%
		当初	62, 183	62, 519	63, 529
病児保育事業	提供体制 (人日)	変更後	65, 273	66, 839	67, 249
		変更後/当初	105.0%	106.9%	105. 9%

#### 4 県計画の中間年の見直しについて

市町村計画の見直しの結果、見直し後の量の見込み及び提供体制と県計画との乖離は最大4.1%、見直し後の子育て支援事業と県計画との乖離は最大5.9%であった。

内閣府は市町村計画の見直しの基準について、教育・保育の量の見込みと実績の乖離が10%以上であることを事務連絡で示している。(地域子ども・子育て支援事業については、基準が示されていない。)

都道府県計画の見直しについて、数値等の基準は示されていないが、市町村計画の 見直し基準である乖離10%を準用し、市町村計画の見直しの結果と県計画乖離が 10%未満であるため、県計画の中間年の見直しは行わないこととしたい。

## 次期埼玉県子育で応援行動計画の策定について

#### 埼玉県子育で応援行動計画の計画期間

現行の計画第4期目の計画となり、計画期間は令和2年度~令和6年度。(5年間) そのため、令和5年度から令和6年度にかけて、次期計画を策定する必要がある。

#### 次期計画策定における課題

こども基本法(令和5年4月1日施行)第10条に基づく「都道府県こども計画」と埼玉県子育て応援行動計画を一体として策定することを検討したい。

#### こども基本法(抜粋)

#### (都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」 という。)を定めるよう努めるものとする。

#### 【参考】こども大綱

こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を政府が定めるもの。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が東ねられ、こども大綱に一元化される。

国の大綱	大綱に紐づく県の計画
少子化社会対策大綱	埼玉県子育て応援行動計画
子供·若者育成支援推進大綱	埼玉県青少年健全育成・支援プラン
子供の貧困対策に関する大綱	埼玉県子育て応援行動計画

#### 児童養護部会 審議結果報告

資料4

## 1 里親の認定に関する審議 (1)開催及び審議状況

	及び審議状況					(単·	位:世帯)
年度		開催	諮問	答 申			
十戌	回	年月日	件数	適当	不適当	保留	計
令和4年度	第3回	R4. 8. 30	13	12	1	0	13
令和4年度	第4回	R4. 10. 7	6	6	0	0	6
令和4年度	第5回	R4. 11. 15	8	8	0	0	8
令和4年度	第6回	R4. 12. 23	11	11	0	0	11
令和4年度	第7回	R5. 2. 3	17	16	1	0	17
令和4年度	第8回	R5. 3. 10	21	21	0	0	21
令和5年度	第1回	R5. 5. 26	12	11	1	0	12
	計		88	85	3	0	88

(2)認定・登録里親の状況 ア 種類別 (単位:世帯)

<u> </u>	NT/11			\	<u> </u>	
養育里親		養育里親+	養子縁組	親族里親	計	
	うち専門里親	養子緣組里親	里親	机灰土机	П	
14	0	69	0	2	85	

イ 職業別 (単位:人)

							1 1 1 7 7 7
	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	57	10	7	2	2	3	81
里母	20	5	2	35	22	0	84
計	77	15	9	37	24	3	165

ウ 年齢別 (単位:人)

	4 1·73 3					<u> </u>	<u> </u>
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	1	17	45	14	2	2	81
里母	2	19	47	11	4	1	84
計	3	36	92	25	6	3	165

#### 2 児童相談所の採る措置に関する審議

**	欱		14\
#	11/	•	件)

2 元里伯政所の体の指揮に関する各成						<u> 早12 :14 /                                    </u>	
左连	]	開催	諮問 件数	答 申			
年度	回	年月日		適当	不適当	保留	計
令和4年度	第3回	R4. 8. 30	4	4	0	0	4
令和4年度	第4回	R4. 10. 7	2	2	0	0	2
令和4年度	第5回	R4. 11. 15	3	3	0	0	3
令和4年度	第6回	R4. 12. 23	3	3	0	0	3
令和4年度	第7回	R5. 2. 3	4	4	0	0	4
令和4年度	第8回	R5. 3. 10	6	6	0	0	6
令和5年度	第1回	R5. 5. 26	1	1	0	0	1
計		23	23	0	0	23	

#### 3 親権停止の審判申立に関する審議

年度	回開催	開催	諮問	答申			
十戌	凹	年月日	件数	適当	不適当	保留	計
令和4年度	第3回	R4. 8. 30	0	0	0	0	0
令和4年度	第4回	R4. 10. 7	0	0	0	0	0
令和4年度	第5回	R4. 11. 15	1	1	0	0	1
令和4年度	第6回	R4. 12. 23	0	0	0	0	0
令和4年度	第7回	R5. 2. 3	1	1	0	0	1
令和4年度	第8回	R5. 3. 10	0	0	0	0	0
令和5年度	第1回	R5. 5. 26	0	0	0	0	0
計			2	2	0	0	2

#### 4 被措置児童等虐待事案の報告 (単位:件)

4 放射直光里守崖付事未以取占 (丰位、广								
虐待該当	非該当	調査中案件の 最終報告	計					
3	3	1	7					

## 認可部会 審議結果報告

## 保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議

#### 1 開催及び審議状況

(単位:施設)

							· //U   ///
年度	開催   回	開催	諮問		答	申	
十·及	Ш	年月日		適当	不適当	保留	計
0.75	第1回	書面開催	7	7	0	0	7
2 年 度	第2回	書面開催	8	8	0	0	8
3 年 度	第1回	書面開催	6	6	0	0	6
3 年 度	第2回	書面開催	6	6	0	0	6
4 年 度	第1回	書面開催	1 5	1 5	0	0	1 5
	第2回	書面開催	4	4	0	0	4
5 年 度	第1回	5. 5. 18	6	6	0	0	6
計			5 2	5 2	0	0	5 2

#### 2 施設類型別内訳

(単位:施設)

年度	保育所	幼保連携型 認定こども園	計
2 年 度	1 3	2	1 5
3 年 度	6	6	1 2
4 年 度	1 3	6	1 9
5 年 度 (第1回)	4	2	6
計	3 6	1 6	5 2

#### 埼玉県児童福祉審議会認可部会審議結果報告 補足資料

#### 1 設置根拠

埼玉県児童福祉審議会規則第7条第1項

#### 2 委員数

5名(児童福祉審議会委員長が指名します。) 任期は、令和5年5月27日から令和7年5月26日までの2年間。

#### 3 令和5年度第1回児童福祉審議会における認可部会報告

認可部会は、例年5月と2月の年に回開催しています。令和2年度から令和4年度の6回と、5月に開催した令和5年度第1回の合計7回についてご報告いたします。

#### 4 主な審議・報告事項

認可部会では、保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項について審議、検討が行われることから、非公開で行っております。

#### (1) 保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議について

知事は、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可をするときは、児童福祉 審議会の意見を聴くこととされています。(児童福祉法第35条第6項、就学前の子ど もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項)

#### ア 開催及び審議状況について

- ○令和2年度から令和4年度については、新型コロナウィルス感染拡大のため、書面 開催といたしました。
- ○令和2年度は、第1回部会で7施設、第2回で8施設の合計15施設について御審議いただきました。
- ○令和3年度は、第1回部会で6施設、第2回で6施設の合計12施設について御審議いただきました。
- ○令和4年度は、第1回部会で15施設、第2回部会で4施設の合計19施設について御審議いただきました。
- ○令和5年度第1回部会は実地で開催し、6施設について御審議いただきました。
- ○令和2年度から令和5年度第1回まで、52施設について、認可は適当であるとの 答申をいただきました。

#### イ 施設類型別内訳

施設類型別については、保育所は令和2年度が13施設、令和3年度が6施設、令和4年度で13施設、令和5年度第1回で4施設の合計36施設となっております。 幼保連携型認定こども園については、令和2年度で2施設、令和3年度で6施設、令和4年度で6施設、令和5年度第1回で2件の合計16施設となっております。

#### 5 開催回数

令和5年度は、第1回(令和5年5月)及び第2回(令和6年2月)、実地又はリモート等による開催を予定しております。

# 子供の意見聴取等の仕組みの整備について

## 1 児童福祉法の一部改正の概要

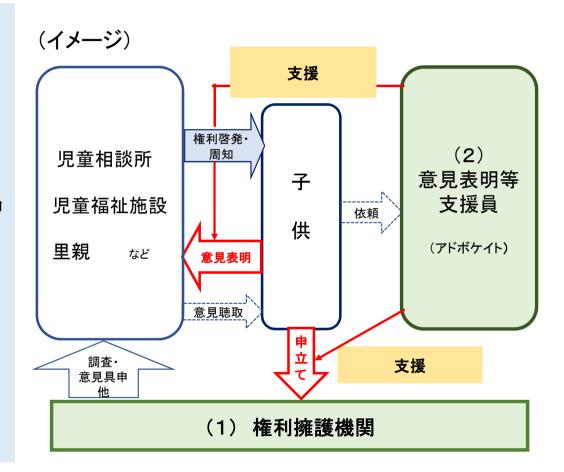
(令和4年6月15日公布、令和6年4月1日施行)

(1)子供の権利擁護の環境整備(第11条第1項第2号)

県は、<u>児童相談所長等</u>が行った児童福祉<u>施設等への入</u> 所等の措置、施設等における処遇等</u>に関する子供からの申立てについて調査審議・意見具申等を行う機関(権利擁護 機関)を設置するなど、子供の権利擁護に係る環境整備を 行わなければならない。

(2)子供の意見表明等への支援(第6条の3)

子供の意見表明等を支援する者が意見聴取等により把握した子どもの意見又は意向を勘案して、児童相談所等関係機関との連絡調整等を行うこととする。



## 子供の意見聴取等の仕組みの整備について

## 2 本県の対応(案)

(1) 子供の権利擁護機関

埼玉県児童福祉審議会に新たな部会を設置する。(令和6年4月1日付け)

調査審議事項(法第11条第1項第2号 リ)

児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及び これらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向

## (2) 子供の意見表明等への支援

意見表明に関する事項(意見表明等支援員の活動や配置他)に関して、国から提示される運用イメージ等を踏まえながら、検討する。

検討にあたっては、学識経験者や関係団体の方で構成する検討委員会を設置する。